

平成28年第12回教育委員会定例会

新 十 津 川 町 教 育 委 員 会 会 議 録

平成28年12月15日 開会

平成28年12月15日 閉会

新 十 津 川 町 教 育 委 員 会

平成28年第12回教育委員会定例会

平成28年12月15日（木）

午後4時30分 開会

○ 議事日程

- 1 開会
- 2 会議録署名委員の指名
- 3 行事報告
- 4 報告事項
報告第44号 平成28年度町内小中学校在籍児童生徒数（12月分）について
報告第45号 平成28年度新十津川町一般会計補正予算（第5号）教育予算について
報告第46号 いじめの状況等に関する調査結果について
報告第47号 新十津川町学校給食における食物アレルギー対応について
- 5 その他
- 6 閉会

○ 出席者（5名）

久保田 純 史
熊 澤 定 男
新 田 右 子
荒 山 直 人
近 藤 陽 介

○ 欠席委員（0名）

○ 職務のため出席した者の氏名

事務局長	遠 藤 久美子
主 幹	内 田 充
学校教育グループ長	坂 下 佳 則

○ 開会及び開議の宣告

◎久保田教育長

それでは皆さん、12月、師走に入りまして、何かとお忙しい中お集まりいただきましてありがとうございます。ただいまより、平成28年第12回教育委員会定例会を開会いた

します。

○ 議事日程の報告

◎久保田教育長

本日の日程は、お手元に配布しております議事日程により順を追って進めて参ります。

○ 会議録署名委員の指名

◎久保田教育長

日程第2、会議録署名委員の指名を行います。本日の会議録署名委員の指名につきましては、熊澤、荒山両委員を指名しますのでよろしくお願いいたします。

○ 諸般の報告

◎久保田教育長

続きまして、日程第3、行事報告を議題といたします。事務局より報告願います。

◎遠藤事務局長

それでは、行事報告につきましては、内田主幹よりご説明申し上げます。

◎内田主幹

それでは、お手元に平成28年11月22日から本日12月15日までの行事をまとめておりますのでご説明を申し上げます。最初に、11月27日、子ども会育成者連絡協議会かるた講習会。1月の9日に開催を予定しております全町子ども会かるた大会に向けての講習会を改善センターにおいて開催をいたしました。参加者は、年長、小学校低学年が対象の初級コースが16人、小学校高学年から中学生が対象の中、上級コースが19人参加をしております。また、読み手の支援と指導のために、町内外から3人の方にご協力をいただきました。11月29日、9市町スポーツ推進委員研修会が改善センターにおいて開催されました。9市町の持ち回りでの研修会で、9年ぶりに本町の開催となっております。当日は、5市3町のスポーツ推進員26人が参加し、空知教育局からの情報提供、スポーツ吹き矢の実技体験などが行われております。12月3日、そっち岳スキー場安全祈願祭ですが、新十津川スキー連盟主催のそっち岳スキー場安全祈願祭がそっち岳スキー場ロッジにて開催され、スキー連盟の役員、体育協会役員、索道管理員、索道従業員などが、スキー場運営に携わる方々が今シーズンのスキー場の安全利用を願いました。その後、12月の6日に救命講習会を開催し準備していましたが、少雪による雪不足のため、8日のオープンを延期してございました。無事、本日午後5時から営業を開始しております。なお、今シーズンの営業は、明年3月の20日までとなっております。12月5日から12月7日、学校給食試食会が給食センターで開催されまして、期間中の3日間で25人の方が参加をされました。皆さん、美味しかったなどの好評を得ております。12月8日、日本ハムファイターズトレーナーによる学校授業ですが、日本ハムファイターズとのパート

ナー協定が縁で、1軍チーフトレーナー福島芳宏氏、元日本ハムファイターズ選手の荒井昭吾氏のお二人が小中学校を訪れ、小学校1時限ずつ、中学校2時限で小学4、5年生115人、小学6年生50人、中学2年生58人がトレーナーの仕事の内容やストレッチ、プロの練習方法などを学んでおります。12月13日、新十津川町仲間づくり子ども会議。新十津川町仲間づくり子ども会議が、高校生5人、中学生6人、小学生5人の16人で開催されました。参加者は、いじめのない明るい学校づくりに向けた取組みについて活発に話し合いを行い、その成果の発表をいたしました。以上、行事報告とさせていただきます。

◎久保田教育長

説明が終わりました。質疑はございませんか。

(「なし」という声あり)

◎久保田教育長

それでは、ないということですので、行事報告を報告済みといたします。続きまして、日程第4、報告事項を議題といたします。報告第44号平成28年度町内小中学校在籍児童生徒数(12月分)について事務局より説明願います。

◎遠藤事務局長

それでは、議案書3ページをお開きください。小学校は総数316名で、2年生と4年生それぞれ1名ずつ転入がありまして、2名増加しております。こちらは、滝川市から11月27日に転入した姉妹でございます。中学校は総数185名で、前月と同数でございます。合わせまして501名の在籍となっております。以上、説明とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

◎久保田教育長

報告44号平成28年度町内小中学校在籍児童生徒数(12月分)についての説明が終わりました。質疑はございませんか。

(「なし」という声あり)

◎久保田教育長

それでは、以上をもちまして、報告第44号平成28年度町内小中学校在籍児童生徒数(12月分)についてを報告済みといたします。続きまして、報告第45号平成28年度新十津川町一般会計補正予算(第5号)教育予算について事務局より説明願います。

◎遠藤事務局長

それでは、5ページをお開きください。内容、別紙のとおりとなりまして、6ページをお開きください。10款2項1目学校管理費、既定額は、既定予算額26,252,000円、補正額113,000円、合計26,365,000円。全て一般財源でございます。7ページをご覧ください。こちらの補正につきましては、教職員健康管理事業に113,000円を増額するものでございます。これは、労働安全衛生法の改正に基づきまして、働いている人の心理的な負担の程度を把握するため、ストレスチェックに係る経費でございます。学校に勤務

する者、先生はもちろんですが、臨時講師、支援員、事務員、英語指導助手など、小学校30人、中学校23人分の診断料金と、診断の結果、高ストレス者であるというふうに判定された場合には、本人の希望により医師の面談を受けることができますので、その場合の受診の際の旅費を計上したものでございます。なお、こちらの補正予算につきましては、12月9日の定例議会におきまして議決をいただいておりますので、併せてご報告させていただきます。以上、内容の説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

◎久保田教育長

ただ今、報告第45号平成28年度新十津川町一般会計補正予算（第5号）教育予算についての説明が終わりました。質疑はございませんか。

◎久保田教育長

どうでしょうか。

（「なし」という声あり）

◎久保田教育長

よろしいですか。それでは、以上をもちまして、報告第45号平成28年度新十津川町一般会計補正予算（第5号）教育予算についてを報告済みといたします。続きまして、報告第46号いじめの状況等に関する調査結果について事務局より説明願います。

◎遠藤事務局長

それでは、議案書9ページをお開きください。11月調査の表を説明させていただきます。4月から今日まで、アンケートを実施した日ですが、いじめられたことがあると回答した子どもにつきましては、小学校1年生から6年生までそれぞれ人数が記載されてございます。合計で55人でございます。中学校につきましては、合計で16人、小中合わせまして71人となっております。このアンケート調査を回収後、学校では子ども1人1人と面談を行い、確認の調査を行っております。その結果ですけれども、いじめがあったというふうに学校側が認定したのは、今年件数がございまして、小学校で2件、中学校で1件のいじめの認定がございました。このいじめと認定された案件について説明させていただきますが、小学校につきましては、6年生が2名でございます。また、この小学生の2名のうち1名は、このいじめアンケート調査でいじめられたことがあると回答した子ではありませんが、保護者からの相談により調査の結果いじめと判定されたものでございます。いじめの内容ですが、6年生の女子の1人目につきましては、数人の児童に本人が触ったところを汚いように振る舞われたり、給食当番で配膳をしたら嫌な顔をされたりする、近寄ると離れられるというようなことでございました。これを受けまして、学校としては、本人からの聞き取り、学級指導、学年集会を開き指導したのち、6年生全員になぜいじめをしたのか、あるいはなぜ起こったのか、自分はどういうふうに係わったのか、今後どうすべきかなど作文を書かせております。そして、学年、管理職を中心に見守り体制を確立いたしました。その後、いじめ防止等対策委員会を開催しまして、全職員に方針を周知し、情報の共有、対応を協議した中でいじめの原因や背景を分析し、いじめられた本人のケア、休み時間などの見回り、機会あるごとに指導するなどの対応を図りました。保護者へは、学校の対応方針を説明しております。現在は、

いじめは解消されつつも、継続的な見守りを行っております。続いて、6年生の女子の2人目の内容でございますが、教室内の掲示物にいたずらをされる、写真に落書きや画びょうで穴を開けられる、そのいじめられた個人の子どもの掲示物に画びょうを刺される、個人の名前があるところ全てに画びょうで刺した跡がある、廊下の雨具かけ名前シールをカッターで削られるとか、ペンで上から塗りつぶされたりする、あと帽子を隠されたというようなものでございました。学校の対応としては、先ほどの1人目の女子と同様に作文を書かせております。この2人目の案件についてですけれども、いじめた側の児童に通常学級に在籍するものの特別な支援を必要とする児童もいたため、特別支援委員会を開催し、情報の共有を図り、対策を協議し、いじめの原因や背景を分析し、いじめられた本人へのケア、いじめた児童の授業中の支援として個別指導を図っております。また、保護者へは、学校の対応方針を説明しました。現在、いじめは解消されつつも、継続的な見守りを行っております。また、先ほど申しました特別な支援を要する児童の対応のために、学校と教育委員会で協議いたしまして、教育委員会として、やはり見守る大人の配置があれば、より安全が保たれるということで、今現在臨時職員として雇用し、中学校勤務していましたが支援員を現在小学校にも勤務するようにいたしまして、その特別な支援を要する子どもを1人にしないよう見守りを強化しております。続いて、中学生につきましてですが、こちらは1年生の女子になります。この案件は、悪口や嫌なことを言われた、黒板消しを机の中に入れられたということで、学校の対応としましては、担任からいじめを受けた本人に状況を確認し、生徒の保護者に状況と今後の対応について電話で説明するとともに、全職員に周知しております。学年の生徒に各担任から状況を話し、情報を得た上で職員や生徒の情報から、いじめた生徒から担任、学年指導係が話を聞き、いじめた生徒の保護者に担任が電話で状況を説明しております。そして、いじめを受けた家庭を担当、学年指導係が訪問しております。いじめた生徒への指導を行い、いじめを受けた生徒のケアを行っております。これらの指導等によりまして、この中学校の案件につきましては、いじめは解決済みであるというふうに報告を受けております。続きまして、またこの表に戻りますが、表の下に、『いじめは許されないことだと思う』という質問があり、『そう思う』と答えた人数ですが、小中合計で385人ということで、率にいたしますと80.5パーセントという数字になっています。下の表が今年6月に同じ調査をした結果ですけれども、この『いじめは許されないことだと思う』という結果を6月と11月を比較いたしますと、総体で1.5パーセントほど『そう思う』という答えた子が増えております。ページめくっていただきまして、10ページですけれども、この『いじめは許されないことだと思いますか』という質問に対しまして、子どもたちの選択肢は、『そう思う』、『そう思わない』、『分からない』というこの3つから選ぶことになっておりまして、それぞれの回答の人数のこの5年間の経年変化をこちら表にしたものとなっております。この表の真ん中、『そう思わない』というところが1番重要という感じはするんですけれども、この経年変化を見ますと、現在の中学3年生以外の子どもたちは、0人という学年もありますし、経年変化を見ますと減少しておりますが、現在の中学3年生が『そう思わない』という今回の調査結果では3名いました。この数字を見ますと、今までで1番多い人数が『そう思わない』という回答したことになっております。小学校につきましては、昨年も申ししておりますけれども、あまりよく分からない状況の子どももいるということで、中学生はそういうことはないと思っておりますけれども、いじめられる側にも問題があるんじゃないかということで『そう思わない』という回答をしている子もいるようにも聞いております。ですが今回、アンケート調査結果を受けて、合計3名のいじめの案件があったという結果を受けましたので、最

近ではいじめの案件は認知していなかったんですけれども、今年認知になりましたので、いじめに関しては、指導しているにも関わらずこういうことになったということで、学校側の指導に対し、今後ますます強化していかなければならないというふうに考えているところがございます。この調査についてですが、子どもたちには、名前を書く、また名前を書かないのは任意だということで調査をしているようです。ですが、さっきも言いましたように1人の子どもは実際、自分はいじめられたことがあるにチェックをしていなかった子ということで、そのことを学校側に聞きますと、調査は調査であって、いじめを受けているというふうに本人は思っているにも必ずここに数字が入るというものではないというふうに、学校側は認識しているようです。それで学校としては必ず子ども全員と面談をして、この調査結果に係わらず状況を確認しているとのこと。以上、報告第46号いじめ状況等に関する調査結果についての説明とさせていただきます。よろしくお願いを申し上げます。

◎久保田教育長

報告第46号平成28年度いじめの状況等に関する調査結果についての説明が終わりました。質疑はございませんか。

◎近藤委員

先ほど、いじめのこの調査を行って、全員の生徒と面談されるということだったんですけれども、その面談の仕方というのは、どういう状況なんでしょうか。例えば教室の中でやるとか、違う部屋などで。

◎遠藤事務局長

場所は、確認していませんが、基本的には周りに人がいない所でやっています。

◎近藤委員

1対1の状況で。

◎遠藤事務局長

はい、プライバシーなので、言いつらいことが言える環境を作るということで。

◎近藤委員

よくそういうところから、また違う方向に発生することもあるので。

◎遠藤事務局長

そうですね。そういうのもありますので、全員とやると、公平にやるということなんですよね。あの子だけ呼んだとかそういうことにならないというのもあります。

◎近藤委員

あとですね、アンケートの結果で『いじめは許されないことだと思いますか』の回答で『そう思わない』ということで、何名か回答した生徒がいるということなんですけれども、小学校1年生から中学校3年生まで、全員がそのいじめっていう、何ていうんですか、定義というか、みんな同じ認識で指導しているのかなというところもちよっと思ったんですけれども。いじめってこういうものだということがみんな同じ方向で分かっ

ているのかなみたいなの。先生方で色々いじめに関して指導されるのであれば、いじめってこういうことなんだよというようなことを、みんな同じ認識になるように指導していったらいいんじゃないかなと思うんですけども。

◎遠藤事務局長

この国の考え方で言いますと、本人が私はいじめられたというふうに思ったらそれがいじめだそうです。例えば、その物を投げたとか隠したのがいじめと思えばいじめですし、遊んでいる途中でふざけていたんだというふうに受け取ったとしたら違う。その子がどう取るかで変わるので、行為1つだけではいじめとは言えないそうなんですけれども、それで本人がいじめを受けたことがあると、あの子に消しゴムを1回投げられたのがいじめだと思えばアンケート回答に数字が入ってきます。そこで学校は、もしいじめられたことがあると回答したときには、どんな状況だったのか、どんなことがあったのかというところを聞いて、それは単なるいたずらの範疇なのかどうか確認しています。その判断が難しいところだと思いますが、低学年になるほど、ちょっと触ったのが、叩かれたというなど、色々なんだそうです。悪ふざけの範疇といじめのその境界線みたいなところを学校は、その状況を聞いた上でいじめではなくてコミュニケーションの1つみたいなものかを判断するのに、聞き取りながらやっています。また、今週の火曜日に、仲間づくり子ども会議をやっておりまして、各学校の生徒会、児童会の代表の子たちが来ていじめ防止の話し合いをしております、そういう意味では意識付け、とにかく自分がされて嫌なことは相手も嫌なんだからみんな仲間を作ってということをやっていくしかないと思います。けれども、今回、いじめと認定した案件を見ますと、いじめた側の人間は複数人なんですよ、この3件とも。なかなか1対1というものはないのかなという気はするのですけれども。その複数人だということで、誰かがやっていて見て見ぬふりをしていた子もいるのか何か分かりませんが、そこら辺をきちんと指導して、今回の案件は全校生徒というよりもその学年を絞って厳しく指導しているということなので、今後も、今回の事案を踏まえてですね、学校側はできる限りの指導と見守り、気づき、それは強化していくというふうに聞いております。

◎近藤委員

個人的にはいじめはやっぱ許されないことだとは思っています。それで、この結果を見て、『いじめは許されないことだと思う』という項目に対し『そう思う』って子が全員になるようにしてほしいなと思いますので、よろしくお願いします。

◎遠藤事務局長

ありがとうございます。

◎久保田教育長

ほかにございませんか。

◎新田委員

『いじめは許されないことだと思いますか』というところで『そう思わない』と答えた子は、どうしてそう思わないのかというのは、この調査では聞いてはいかがですか。

◎遠藤事務局長

その子が何に付けたか、自分で記名して名前を書いて答えていけば聞けるんですけども、無記名の場合は、その子だっていうことでは聞けないんですよね。だから全体的な話としては言えますけれども、無記名の場合は聞けないので、そこがデリケートになってくる。

◎新田委員

調査というのはこうアンケート用紙的なものでやっているんですよね。そこにはこう記入する場所はないんですか。『どうしてそう思わないんですか』っていう。

◎遠藤事務局長

それはない、それはないですね。

◎新田委員

それは聞いた方がいいんじゃないですかね、用紙的にスペースがあれば。

◎坂下グループ長

この調査は、空知教育局の方から毎年、指示があって調査しているものです。その調査票の中には、そのどうしてそういうふうにしたのかっていうような聞く記入欄というのは特に設けられておりません。アンケート自体は基本的には無記名方式のアンケートで、学校によっては名前を記入してもらうような形をとっている所もあるようですけども、基本的には無記名という形でアンケートをしているというような状況になっております。以上です。

◎久保田教育長

まあ、そのようなことですから、記名を、名前を書く、書かないはある程度自由な対応になっているので、その意思を確認できないというのはあると思うんですよね。

◎新田委員

記名するとね、何かこう書きづらいとか言いづらいのは出てきますよね。

◎久保田教育長

そうなんですよ。

◎遠藤事務局長

書くときと誰が書いたっていうのがきっと想定されるんだと思うんですよね。

◎近藤委員

それならだけど、みんなで面談するので、そのときに例えば『先生がどう思います』というようなことで口頭で聞いてもいいんじゃないですか。

◎新田委員

そうですね、それいいですね。

◎近藤委員

まあ『いじめは許されないことだと思いますか』というようなことで。

◎遠藤事務局長

そこで、無記名で書いた子が、本当のことを言うか言わないかというのはあるかもしれませんが。

◎近藤委員

ある程度そこで、やっぱり顔を見て話すと『いや実は』ということも出てくるだろうしとは思いますが。

◎久保田教育長

これからもこの件についてはご意見があれば承りましてね、そういう意見を踏まえてまた今後学校側への生徒指導に向けての教育委員さんの意見もまた報告させていただきたいとは思っています。ほかにございますか。

◎久保田教育長

熊澤委員、ありますか。

◎熊澤委員

まあその『いじめは許されないことだと思う』ということはね、『そうは思わない』という理由がやっぱり1つでも2つでも出てくれば、対応するというのはあるんだろうかなとは思いますが、面談かあるいは回答用紙を作るかの中で、いきなり文章化して書けと言われても難しいところがあるのかもしれないけれども、考えられる事例というのをいくつか示して記入してもらいたいなものがあれば、こう全体像を把握できるところもあるのかなと。ずっと0ということはほとんどない状況なのでね、これを何とか改善をして。せっかくアンケートをしても、いつも状況が分からないのではちょっと困るなと思っています。ただ、中学生までいけば、その『いじめというものが許されないことだと思う』っていう理由を明記できるのかな。小学生は特に、何となくそういう感じで書いているのかもしれないけれども。でも中学生の4人は、もしかしたらこの子たちは理由が書ける子たちかもしれないですよ、1人か2人は。特殊な考え方を持っていて、ある程度のいじめまではOKじゃないのみたいなのがね、我慢すべきだみたいな考え方を持っている子はもしかしたらいるかもしれないですよ、中学3年生にもなるとね。

◎遠藤事務局長

まあそうですね。

◎熊澤委員

だからその辺のところ何とか工夫して調査できればなと思うんですが。

◎遠藤事務局長

前に聞いたのは、やっぱりいじめられる側にも問題があるんだ。みたいなことを思っている場合もあると。やっぱり何かの原因があるからっていうようなことも。何かがあるからそうなっているんでしょうけれども、実際は。だからとっていいか

いうことにはもちろんならないと思うんですけども。

◎熊澤委員

特に支援が必要な子に対するいじめというのは、これ絶対なくしてもらわないと。あとで、全体的なものに波及しかねない。そういうのをみんなが見ていてね、みんなが許していくのではちょっと困ったものだなと思っています。

◎久保田教育長

校長などに話を聞くと、いじめ、そう思わない理由はなぜだ。ということ、厳しくと言いますか根気をつめてやっていると、逆に本当の気持ちが出てこないという、その数字的なものもあるとのことで、ですから今は、本当に自分の思っているものを書いてくださいということでこの数字が出ています。子どもたちの本音を聞くという面もありますし、今ほど委員さんが言われている分析というのとのバランスをどのようにするかというところもあるんですよね。いずれにしても、その辺、踏まえながらですね、基本的にいじめは許されないものだということの理解はきちんと持つような形にはしていかなければならないと思っています。

◎熊澤委員

みんな利口になって0と書かれても困りますよね。

◎荒山委員

逆にそうだとおかしいですよ。

◎遠藤事務局長

先ほど言ったようにこれが全てではないというのが学校側の認識です。

◎荒山委員

それはそうですよね。

◎久保田教育長

ですから、その『分からない』というそんな考えも、『そう思わない』っていうのも。この『思わない』と出ているのもまた素直な気持ちとして受け止めることも大切だということもありますし。

◎熊澤委員

そうですよね。大人の世界でも、結局ある程度軽いものはいじめと思わないということありますよね。

◎久保田教育長

今ほど局長が言われましたように、自分がいじめられたと思われたらいじめだというふうになるところが、その辺の認識が難しいところもあるんですよね。いずれにいたしましても、先ほど局長から説明ありましたように、きちんとそのいじめたと思う方、いじめられたと思う対象者、そして双方の保護者にはきちんと学校側で対応しておりますので、被害が大きくなるないように、対応していることはご理解をいただきたい

し、今後もそういうふうにしていきたいと思っております。

◎熊澤委員

今回3件ですか。

◎久保田教育長

はい。

◎熊澤委員

見つけてくれたことは、それなりに評価したいと思っています。

◎久保田教育長

ほかに質疑ございませんか。

(「なし」という声あり)

◎久保田教育長

以上をもちまして、報告第46号いじめの状況等に関する調査結果についてを報告済みといたします。続きまして、報告第47号新十津川町学校給食における食物アレルギー対応について事務局から説明願います。

◎遠藤事務局長

最初に指針策定の経緯をご説明申し上げます。平成24年の12月に調布市で食物アレルギーを有する児童が学校給食終了後にアナフィラキシーショックの疑いにより亡くなるという事故が発生しております。そこで文部科学省はこうした事故を二度と起こさないよう、学校における食物アレルギー対応について、国、教育委員会、学校など関係する機関がそれぞれ主体的に取り組むべき事項を指針としてまとめました。学校設置者は、本指針を参考に所管する学校や調理上における食物アレルギー対応の方針を定め学校などを支援することが必要となり、その上で各機関がより一層安全、安心かつ確実な食物アレルギー対応の実現に取り組むため町の指針を定めたものでございます。『1番、策定年月日』です。平成28年12月8日。『2 策定指針』、別紙のとおりとなりまして、12ページをご覧ください。この2ページにわたるものでございます。すでに国の指針、また道の指針もございます。それらについては、細かいところが記載されておりまして、町につきましては、細かいところ、国、道の指針に書いているようなことは記載しておりませんが、基本的なことを載せてございます。『第2食物アレルギーとは』とあります。こちらの中の3行目ですね、食物アレルギーの中でもアレルギー反応により蕁麻疹などの皮膚症状、腹痛や嘔吐などの消化器症状、ゼーゼー、呼吸困難などの呼吸器症状が、複数同時にかつ急激に現れた状態をアナフィラキシーと言います。その中でも、血圧が低下し意識の低下や脱力を起こす場合を特にアナフィラキシーショックと呼び、直ちに対応しなければ生命に関わる重篤な状態を言います。先ほどの24年の事故については、こういう状態で子どもが亡くなったということになります。『第3学校における食物アレルギー対応について』でございますが、この枠に囲っておりますように、1つ目として、食物アレルギーのある児童など、子どもの把握をすること、2つ目、食物アレルギーに対応する校内体制の整備、3つ目として、誤飲事故の未然防止、4つ目として、食

物アレルギーの症状が発生したときの対応に区分して定めております。実際に、このアレルギー、アナフィラキシーという食物アレルギーに敏感に反応する子どもというのがすごく増えている状況だそうです。ということで、こういう症状が出ると早急に対応しないと、生命に危険を及ぼすということで、救急車を呼ぶだとか身の回りにいる人たちが応急措置を素早くしなければならぬということで、学校ではこの指針ができる前から、教員の中で共通認識をもって対応しております。実際小学校では、このアナフィラキシーを起こす可能性のある子に、エピペンという、病院に行って処方を受けるんですけども、その処置を、お医者さんに行くだとか救急車が来る前に、自分で注射を打つその処方を受けている子どもがいます。その子は、学校にも自分で打つ注射を持っている子どもが今小学校には2名いるということで、1人は食物アレルギーのお子さんで、もう一人は犬のアレルギーのお子さんです。エピペンというものは持っていませんけれどもアレルギーのある子はもちろんいますので、本町の学校給食センターでは個々に対応した給食は出しておりませんが、その代わりに、給食の献立表の中で使われている食材、調理の品も含めて、何が使われているかということを表示し、保護者にも分かるように献立表をお渡ししています。それで例えば卵がダメだ、エビがダメだという子はですね、それを見た中で、何月何日のこの例えばおかずは食べないとか、この日は自分で弁当を持っていくとか、保護者の判断で献立によって弁当を持参する子どもが、今7名いるというふうに聞いています。去年は、全食お弁当持参の子がいたそうですが、今は少し良くなって食べられるものは食べるようにしているということだそうです。ということで、これをもとに学校では指導体制、またそのエピペン持っている子どもに対しましても、保護者に対しましても、いつ何時どんな症状が出るか分からない、生命に係わるということを経験感を持って対応し、万全を期しているということでございます。以上報告第47号の学校給食における食物アレルギー対応についての説明とさせていただきます。よろしくお願いを申し上げます。

◎久保田教育長

報告第47号新十津川町学校給食における食物アレルギー対応についての説明が終わりました。質疑はございませんか。

◎熊澤委員

この食物アレルギーですけれども、もう言われてからかなりの年月が経つと思うんだけれど、これって増えてきているとかそういうデータはありますか。

◎遠藤事務局長

データのものは無いですが、一般的には、蕁麻疹が出るというような過剰反応の子は昔と比べて非常に増えているというのは言われています。以前、何かのテレビ番組で言っていたのは、やっぱり家畜を飼わなくなったことが影響しているというようなことを、そのときは牛のことを言っていました、牛にはいい菌があり、そういうので免疫がつくというようなことでした。何か今、すごくいい住宅で気密性も良く、そういう動物と触れる機会がないために、とにかく増えていますというような内容だったと記憶しています。アレルギーは、子どもに限らず大人も今は年取ってからでも急に発症したりするので、今まで何ともなくても、ある日突然アレルギー反応が出ることもありますので、そのなかなか一概には言えないですけれども。

◎熊澤委員

今は判定に対する精度が高まってきて増えている面もあるとは思うんだけどね。

◎遠藤事務局長

今年十津川村から来た中学生の修学旅行の中にも1人重篤な子が、このエピペン持っている子だと思うんですけども、そういう子もいましたし、今までは、症状が深刻な状態の子が結構いるという意味では、あまりなかったのではないかなと、そういう気はします。

◎熊澤委員

何かこう、我々にはどうしようもない世界なので、国とかの研究急いでほしいなっと思えますよね。

◎久保田教育長

それこそ食生活が変わったことによるっていうようなことも、私も何かで見たような気がします。

◎熊澤委員

まだ人間ではなく動物での研究ですが、この間も新聞で、大豆か小麦かだったかな、少量ずつ食べさせることによってアレルギーが抑えられたということがあったみたいで。ただ文科省があまり取り上げずに民間療法でそれやられたら、かえって大変なことになるかもというコメントを出していたみたいだね。特にこれといった対策というのがなさそうな気がするんだよね、医療的にもあまり。じゃあ簡単に治ったとか話がないし、こんな薬がいいというのもあんまりなさそうだから。現代人、現代病なのかも知れないけれども。我々は何とか対応は一生懸命しなければならないかなとは思っているんですけども。

◎久保田教育長

ほかにございませんか。

◎久保田教育長

よろしいですか。

(「はい」という声あり)

◎久保田教育長

それでは、以上をもちまして、報告第47号新十津川町学校給食における食物アレルギー対応についてを報告済みといたします。続きまして、日程第5、その他を議題といたします。事務局より説明願います。

◎遠藤事務局長

それでは最初に来月1月の定例教育委員会の確認をさせていただきます。1月は13日金曜日でございます。よろしいですか。

(「はい」という声あり)

◎遠藤事務局長

ありがとうございます。続いて、2月の定例教育委員会の日程の調整をさせていただきたいと思います。事務局としては、16日木曜日あたりはいかがかなと思っておりますが。特にございませんか。よろしいですか。

(「はい」という声あり)

◎遠藤事務局長

それで、総合教育会議、昨年から始まりました、町長が招集する教育に関してのその会議で、今年はまだ1回も開催しておりませんが、それも合わせてですね、2月の定例教育委員会の前に開催させていただきたいと思っています。皆さん、時間がよろしければ、昨年スキー場の視察に行っていたいただいていまして、スキー場の視察をして、総合教育会議もして、定例教育委員会もとなるともう半日コースぐらいになるんですけども、せっかくなので給食の試食ということもあり得るかなと私は考えております。よろしいでしょうか。

(「はい」という声あり)

◎遠藤事務局長

では、2月16日の日、色々組み合わせてですね、午前からということになれば給食も試食ということで考えさせていただきます。ありがとうございます。

◎久保田教育長

それではですね、ちょっと私の方からその他ということで、過日、平成28年第4回町議会定例会がありまして、既に防災無線等で報告されていると思うんですけども、教育に対してですね、4人の議員から5つの案件について一般質問がありましたので、その質問内容と答弁について簡単に報告させていただきます。1点、1人目は、進藤議員からでございます。新入学児童生徒学用品等の入学前支給について。小学校1年生、それから中学校1年生に入学される子については、色々入学の準備ということで、制服ですとか、鞆ですとか色々経費が掛かるんですけど、本町では、4月上旬に学校を通じて保護者に就学援助の案内をし、申請を受け付け、認定審査を踏まえて、また毎年国の基準があるものですから、それらを確定した中で6月中旬から下旬において、支払業務ということで行っているんですけど、今ほど言ったようにその審査の対象者については、入学準備にお金が必要なので、事前に、3月中に支給できませんかという質問をいただきました。私の考えについては、まあそういう準備、確認業務がございますので、今のところそれについては考えておりません。それで、教育委員さんご存じかと思いますが、社会福祉協議会の事業で生活が困窮している世帯に対しましては、生活の安定を図る上でその各種生活福祉の貸付制度を設けておりますので、これらの制度を、有効的に活用するようなことで検討するのでは良いのではないかと考えておりますということで答弁させていただきました。ただ、進藤議員からは、全道内外でそういう概算払いというみたいな形で前年度の所得等で対象者を確定した中で、概算払いしているところがあるので検討していただきたいということで言われておりまして、基本的には今考え

ておりませんということで答えていますけれど、今後はこれについては、よその自治体もやっているところもあるので、検討しなければならないとは思っていますけれど、まずはそういう、せっかくある制度を活用したらどうですかと言っております。ただ私もその答弁したのちに、道の教育、政党で言ったら道議会の共産党の議員さんが、道の教育長に道議会の一般質問で、同じ質問をされていましてね、市町村に対してはそういうなるべく早く支給するように協力依頼をしていきたいというように教育長が答弁していたり、栗山町については新年度から前向きに検討を行うと答弁していたりだとか、長沼町では、今日の議会の報告を見たら、中学1年生から試行的に行うとか、それぞれ各市町村で同じ質問をしていて、前向きに検討しているという答弁も昨日、今日の新聞を見ると出ているところがございますけれど、本町については、当面そういう貸付制度をまず有効的に使うことに、社会福祉協議会などとも検討していきたいということで、答弁させていただいております。2点目、2人目は青田議員でございます。2つ質問がありまして、小学校における英語教育の充実ということで、平成32年度から新学習要領が全面実施されまして、小学校3、4年生、5、6年生の英語授業が増えてくる中で、それらを見据えてですね、前向きに英語教育に取り組んでいってはどうかという質問がありました。私の答弁といたしましては、現在のところ新学習要領がまだ示されておらず、何を学ぶかという部分がはっきりと見えてきていませんので、それらが決まった時点で、対応をしていかなければならないということで思っていますし、これから国際化に向けた時代の中で英語指導力というのは大切だというのは十分認識しているということで、今年度においても、中学校教諭が小学校に出向き、外国語の授業も予定しておりますし、また小学校教諭についても、今年度、道の事業で英語指導力向上研修などにも派遣をさせております。そのようなことで、今後外国語に関する研修への積極的参加を教員に促し、平成32年度を見据えた上で取り組んでいきたいということで答弁させていただいております。もう1点、青田議員の質問は、通学路が安全でないところがあるのではないかと。特に中学校からサンクスまでの道道。以前は明るかったんですけども、間引きして暗くなっている。他にも街灯が暗かったりするところがあるのではないかと。それらについては、道路管理者、それぞれ町道、道道、国道で違いますので、その通学路の実態を確認して、関係機関に要望をしていきたいということ、それから色々町に、安全安心協議会や各種団体ございますので、そういう団体とも連携を進めながら取り組んでいきたいということで答弁させていただいております。続きまして、小玉博崇議員の質問でございます。高等学校等遠距離通学支援事業の今後の展開についてということで、今年度から、この隣接市町、滝川市、砂川市などの隣接市町以外に自宅から通学する子どもに対して上限額を定めて助成制度に取り組んでおります。その中で、平成28年3月の予算審査特別委員会あるいは定例議会において、隣接市町を省くというのは公平性に欠けるのではないかという意見をいただきました。そのような中で、私といたしましては、その意見も踏まえまして、新年度においては隣接市町も対象になるように考えていきたいということで答弁させていただいております。いわゆる月額10,000円以上負担している方を対象とするということで、例といたしましては、弥生の会館前から滝川高校ですとか、あるいは花月市街から滝川西高校に通う方々も定期券になりますと10,000円以上で対象になるのではないかなということを想定しておりますので、新年度から対象に向けて考えていきたいと思っています。その助成についてはあくまでも定期券ということで、中央バスなんですけれども、中央バスのないところについては地域公共交通ということで、吉野方面や総進方面ですとか乗合ワゴン、それから乗合タクシー、これらについては定期券、今、発行しておりませんので、それについては、

その事業主と今、総務課の方で定期券が発行できるかということを検討していただいております。それらの事業主については、新年度から定期券を発行することについて前向きに検討したいという返事をいただいております。そして、来年1月下旬の地域公共交通活性化協議会において承認をいただいたなら、来年3月の定例議会に、条例改正をしたいというふうに考えているということで答弁させていただいております。なお、遠距離で、自宅から通っていない下宿者等への助成については考えないのかということで、この件についても質問をいただきましたけれども、あくまでも遠距離通学をする方を対象としたいということの考えは変わらないということ、それから住民基本台帳法では、常に住民としての地位を、変更に関する届出を正確に行うように努めているということで、基本的には通えない方については住民票を移動するのが原則になっているので、そのようなことで自宅から通学する人を対象とすることに限らせていただきたいと思いますということで答弁させていただいております。もう1点でございます。安中議員からの質問です。教育現場における事務の効率化についてということでございます。私ども教育委員会が所掌している施設の管理について、できるところは民間に移行して、業務、教育委員会の事務業務や何かをボリュームを少なくする、業務を軽減してはどうかということでございまして、具体的には学校給食センターの調理業務、一部今年度から委託しておりますが、これについて、完全に民営化してはどうかという点。これについては今年度から3年間ということで委託業者と契約を締結しております。正職1名体制で施設管理しておりますので、この3年間については、まだ今年度始まったばかりの制度でございますので、その制度を確固たるものとするために3年間で確立していきたいというふうに考えておりますと答弁させていただいております。その中で、3年後の更新の時点で、現行体制に改善が必要とするのであれば、そのときにまた業務内容について見直しを含めて検討していきたいと考えていますということで答弁しております。もう1点目は、スクールバス運行の民間移行について、現在、職員2名、臨時職員3名の職員体制による直営方式で行っておりますけれども、それが教育委員会の業務を輻輳、多忙を極まっておりますので、運行委託をし、スクールバスの正職員は今後教育委員会の事務に回るようにしてはいいのではないかとという主旨の質問がございました。それで、私の答弁といたしましては、色々なスクールバス運行、それから給食の配送、あるいはこの改善センターや中学校の施設の夏は草刈りなどの維持管理ですとか冬は除雪等、それからまた時間が空いているときは一般事務、あるいは車両の管理等々、色々な面の業務を行っている状況なんですけれども、まずはスクールバスの運行については、児童生徒の安全運行を第一に考えることが大切であると思っております。そののち、経費面ですとか合理化の面でどうかなど、色々業務の効率化などを含めて総合的な比較検討をしていきたいというふうに思っているということで考えてございます。その中で、基本的には行財政改革をする上で、簡素で効率的な教育行政を目指すためには、民間でできるものは民間に行うのがいいのではないかと私は考えているということで、前向きに検討していきたいという答弁をさせていただいております。再質問で、いつ頃からやる予定なのかという内容の質問をいただいております。今ほど一般質問をいただいたばかりでございますので、今年度、そしてまた29年度とですね、調査研究を、検討を進めてですね、民間委託ということの結論になった場合については、可能であれば平成30年度からの実施を考えていきたいということで答弁をさせていただいております。以上、一般質問での質問内容とそれに対する私の答弁をいたしましたので教育委員さんに報告させていただきます。これらについて、何か質問等ございましたら、もし、委員さんの意見がありましたら、お答えいたします。

◎熊澤委員

これらの色々な要望みたいな話が出てきて、例えばこれ、どれかを実施するという考えになったときにね、事務的にどういう、時間的に、例えば教育委員会に図ることだったら図って、何月頃までにでき上がって来年の何月からできるとか再来年の何月からできるとか、要するにそういう流れみたいなものを教えてもらえますか。

◎久保田教育長

遠距離通学については、今ほど話いたしましたように、まあ一般質問で答弁しまして、実は教育委員さんにもその説明しようと思ったんですけども、その地域公共交通の定期券を出せるか出せないかということもありますので、ある程度そういう結論が可能かという段階で教育委員会に図ろうと、報告しようというように思っておりました。それが一般質問で出ましたので、今考えている、検討するという段階を説明させていただいたということでございます、はい。

◎熊澤委員

例えば今それをやろうということが決まっても、4月から可能なわけですか。来年で。

◎久保田教育長

今、遠距離ですか。

◎熊澤委員

いや、ほかのことを含めて。

◎久保田教育長

ほかの。

◎熊澤委員

だいたいのは。どれというわけじゃなくて。

◎久保田教育長

4月から出来ないものもあります。青田さんの質問の英語教育については、これから検討していく面もあるし、道道などの照明については、関係機関に機会を見て要請していくと、スクールバスの委託については、これからまず調査を進めて、今現在どれぐらいの費用がかかるのか、経費がどれだけ掛かっていてそのときにうちの業務をできる体制の方向でいけるのかとか、あるいは、まずそのスクールバスについては実際にやっている他市町村教育委員会の実態も調査しなければならないし、そういう事業者がどういうふうに行っているかというの調査しなければならない、勉強することがいっぱいあるんですね。それらを踏まえて今年度と新年度に向けて研究調査して、委託金額を積算し、それが、民間が受託できるのかどうかを検討し、できる判断の場合は前向きにやりたいと答弁したんですけど、保護者にも説明だとか、学校、当然教育委員さんにも説明することになります。それらについても、またスケジュールについてもまだ決まっていないので、然るべき時期にまたあらためて教育委員会や議会に提示したいと考えています。突然の質問でしたので、まだ何もできないです。

◎熊澤委員

いや、そうなんだけれど、そういった要件とかが全て決まっていてね、クリアできていて、さあやろうという決まったときには、今の時点で新年度予算に組み入れていけるわけでしょう、やろうと思えば。でき上がって可能なものは。

◎久保田教育長

やりたいと思うものについては、組み入れていかなければならないですよ。

◎熊澤委員

そこまで決まれば。例えば調査が必要だとかって、来年度予算に盛り込めないものは、次年度に回っていくわけ。

◎久保田教育長

そうですね。

◎熊澤委員

そういうことですよね。

◎久保田教育長

調査が必要なもの、もし予算が必要であれば予算に組み入れていかなければならないと考える。ただ、遠距離通学については、私も一般質問で答弁しましたので、そんな形で新年度に向けて、予算に反映していきたいなと思っております。

◎熊澤委員

はい、それは分かります。なかなかやろうと思っても難しいことも時々あるものだから。

◎久保田教育長

そうですね、はい。

◎熊澤委員

最近あまり聞かないんですが、ある程度の予算を組んでも、昔だったら助役査定でだいぶ削られたとかね、そんな話も聞いていますんでね。

◎久保田教育長

スクールバスの委託については。その直営方式と違って、やはり、色々条件を固めたり、条件が固まったときにそういう対象の業者がいるのか、色々な調整が必要になったりしますし、まだまだ白紙の状態ですので計画的に確定しながら進めていきたいと考えております。

◎熊澤委員

何かそういう要望みたいなことが見えてきたというのか感じたものですか、できるものはどれだけ時間がかかるのかなとか、どういうルートで進んでいくのかな。みたい

なことを知りたかったので。

◎久保田教育長

質問されたばかりなので、まだそこまでちょっと手が付いていないです。

◎熊澤委員

それはわかります。

◎久保田教育長

新年に入ってから、はい。

◎久保田教育長

ほかにございませんか。

(「なし」という声あり)

◎久保田教育長

それでは、なければ、以上をもちまして、平成28年第12回教育委員会定例会を閉会いたします。

(閉会 午後17時10分)

会議の顛末を記載し、その旨相違なきことを証するためにここに署名する。

会議録署名委員 熊 澤 定 男

会議録署名委員 荒 山 直 人